

みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団会則

(目的)

第1 この会則は、県内の障害者就労継続支援事業所の生産活動機会の確保に資する官民企業、団体等による協力体制を構築し、計画的かつ継続的な取組を通じて、働く障害者の経済的自立を促すための「みやぎの福祉的就労施設で働く障害者官民応援団」(以下「官民応援団」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2 官民応援団の活動内容は、以下のものとする。

- (1) 障害者就労継続支援事業所の生産活動機会の確保に関する協力
- (2) その他障害者の社会参加促進や理解促進に関する協力

(会員)

第3 官民応援団は、第1の目的及び第2の活動内容に賛同する企業、団体、行政機関等を会員とする。

- 2 会員は、別に定める登録手続きに従い、官民応援団会員としての登録申請を行う。
- 3 発起人は、設立と同時に会員となる。

(会員の職務)

第4 障害者就労継続支援事業所の生産活動機会の確保に関し、具体的な協力を行う。

- 2 1の協力に加え、その他障害者の社会参加促進や理解促進に関し、協力を行う。
- 3 毎年度、具体的な協力内容についての事業計画及び取組実績を事務局に対し報告する。

(役員)

第5 官民応援団に会長、副会長及び幹事を置く。

- 2 会長は宮城県知事とする。
- 3 副会長は、宮城県商工会議所連合会の代表の職にある者を充てる。
- 4 幹事は、会員のうち別表に定める者を充てる。
- 5 会長の指名により、官民応援団に顧問を置くことができる。

(役員職務)

第6 会長は、官民応援団を代表し会務を総理する。

- 2 会長は、役員を招集し、事業計画の検討及び事業実績の情報共有を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故有るときはその職務を代理する。
- 4 顧問は、会長の求めに応じ、官民応援団の運営に関して助言を行う。

(事務局)

第7 官民応援団の事務局は、非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センター内に置く。

- 2 宮城県保健福祉部障害福祉課は、官民応援団の企画及び運営に関し、事務局をサポートする。

(その他)

第8 この会則に定めるもののほか、官民応援団に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年6月9日から施行する。

別表 官民応援団幹事

以下の企業、団体等がそれぞれ指定する者

	企業・団体名
1	アイリスオーヤマ株式会社
2	イオン東北株式会社
3	株式会社河北新報社
4	カメイ株式会社
5	株式会社七十七銀行
6	仙台市
7	株式会社仙台村田製作所
8	大日本印刷株式会社
9	学校法人東北学院大学
10	国立大学法人東北大学
11	東北電力株式会社
12	トヨタ自動車東日本株式会社
13	日本放送協会
14	株式会社バイタルネット
15	東日本電信電話株式会社
16	東日本旅客鉄道株式会社
17	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
18	みやぎ生活協同組合
19	株式会社楽天野球団